

## 御嵩町低所得世帯支援給付金 支給に関するお知らせ

御嵩町では、物価高騰の影響を顕著に受ける低所得世帯の方々を対象に、「御嵩町低所得世帯支援給付金事業」を実施します。

このお知らせを受け取られた世帯は上記事業の給付対象となります。各事項をご覧ください、**振込先等に変更のある方、若しくは給付を辞退される方のみ**、下記のとおりご対応をお願いいたします。

### ○給付対象

基準日(令和6年12月13日)において、御嵩町の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

### ○給付額

1世帯あたり 3万円

基準日時点で18歳以下の子ども(※)が世帯に含まれる場合、人数に応じた加算があります。

詳細は別紙「御嵩町低所得世帯支援給付金(子ども加算分)支給に関するお知らせ」をご覧ください。

※平成18年4月2日以降に出生した者

### ○給付方法

給付対象世帯の振込先口座(口座名義人が世帯主様となっている口座)へ振り込みます。

令和5年度に実施した「御嵩町物価高騰給付金(7万円)」、令和6年度に実施した「御嵩町低所得世帯支援給付金(10万円)」を支給した銀行口座へ自動的に振り込む※ため、申請は不要です。

※給付の実施は、「振込済通知」の発送にてお知らせします。

### ○注意事項

下記条件に当てはまる方は、所定の届出様式を提出いただく必要があります。

- ・ 給付を辞退される方
- ・ 振込先口座の変更を希望される方

福祉子ども課 社会福祉係 0574-67-2111(内線:2123、2124) までお問合せください。

### ○辞退・変更の受付期限

令和7年6月13日(金) 17:15まで

### ○お問合せ先

御嵩町役場 電話:0574-67-2111 開庁日時:平日 8:30~17:15(年末年始を除く)

1:申請方法に関するお問合せ・・・福祉子ども課 社会福祉係(内線:2123、2124)

2:ご自身の課税状況等に関するお問合せ・・・税務課 課税係(内線:2154)